

## 防災動画「自主防災活動編」（約20分）



自主防災活動の重要性とその役割、地震発生後の自主防災の対応イメージ、災害に備えた平常時の取組などを紹介します。

みんなの地域は みんなで守る

# 自主防災活動の手引

大規模な災害が発生すると、行政の救援活動能力（公助）の限界を超えた被害が発生します。こうした状況では、自分の命は自分で守ること（自助）が原則となります。次のステップとして、地域の助け合い（共助）を考えておくことも重要です。

この手引は、災害時に共助の中心を担う、自主防災会の役員向けに、活動の参考となるよう作成しました。

1. 大規模災害発生時の自主防災活動 .....	1
2. 大規模地震災害発生時の富士市の被害 .....	2
3. 大規模地震発生時の災害対応イメージ .....	3
4. 安否確認シートと活用の手順 .....	5
5. 災害時の情報と物資の流れ .....	6
6. 自主防災会の組織 .....	7
7. 各班の活動 .....	10
8. 主な年間行事 .....	17
9. 自主防災会の活動事例紹介 .....	18
10. 富士市地域防災指導員 .....	19
11. 防災人材を活用した活動 .....	20
12. 自主防災会の防災啓発支援 .....	21
13. 防災資機材の整備 .....	24
14. 参考資料 .....	25
15. 情報収集の方法 .....	26

令和6年4月



富士市 防災危機管理課

# 1. 大規模災害発生時の自主防災活動

## (1) 自主防災会とは

自主防災会は、地域の住民が自主的に地域の防災活動に当たるための組織で、富士市では、昭和 51 年の東海地震説の発表以来、結成が進んできました。その結成率は、ほぼ 100% であり、全国的に見ても高い水準にあります。自主防災会の活動は、災害情報の収集・伝達、救出救護などの災害発生時の対応はもちろん、平常時の防災知識の普及や啓発、防災訓練の実施、防災資機材の点検整備といった取組まで多岐に渡ります。

こうした防災活動に当たるためにには、多くの人手が必要になります。そのため、役員だけでなく住民一人ひとりが自主防災会の一員であるという意識を持ってもらうことが大切です。

## (2) 過去の災害に学ぶ自主防災活動の重要性

平成 7（1995）年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災では、6 千人以上の尊い命が失われました。一方で、家屋倒壊などによる生き埋めの状態から助かった人も、16 万 4 千人います。そのうち「自助」（自力・家族など）により助けられた人の数は 10 万 9 千人（約 67%）、「共助」（友人・隣人・通行人など）により助けられた人の数が 5 万人（約 30%）に対し、「公助」（自衛隊・消防・警察などの公の機関）により助けられた人の数は 2,800 人（約 1.7%）でした。

もちろん、災害時こそ行政（公助）を頼りたいと言う気持ちも分かります。しかし、過去の大規模災害において、現実に頼りになったのは、近くにいる人（自助・共助）でした。

災害に強い地域づくりのためには、自主防災活動を通じて、地域防災を推進していくことはもちろん、各家庭の防災対策にも目を向けてもらい、対策の推進や啓発をすすめていくことが重要です。



## (3) 自主防災活動を行う上でのポイント

大規模な災害は発生頻度が低いため、自らの経験に基づいた対策を取ることが困難です。そのため、他のまちづくり活動と比べて、活動内容を考えることに難しさがあります。しかし、それは逆に、それぞれの組織が地域の実情に応じた独自の活動ができるということでもあります。自主防災活動の効果を最大化するためには、幅広く住民を巻き込むことが重要ですので、次のポイントに留意して活動してください。

### ● 負担になり過ぎない活動である。

多くの住民が継続的に活動していくためには、みんなが気軽に参加できる必要があります。

役員の負担を軽減するためにも、あらかじめ役割分担しておくことが重要になります。

### ● 活動目標が明確・適切である。

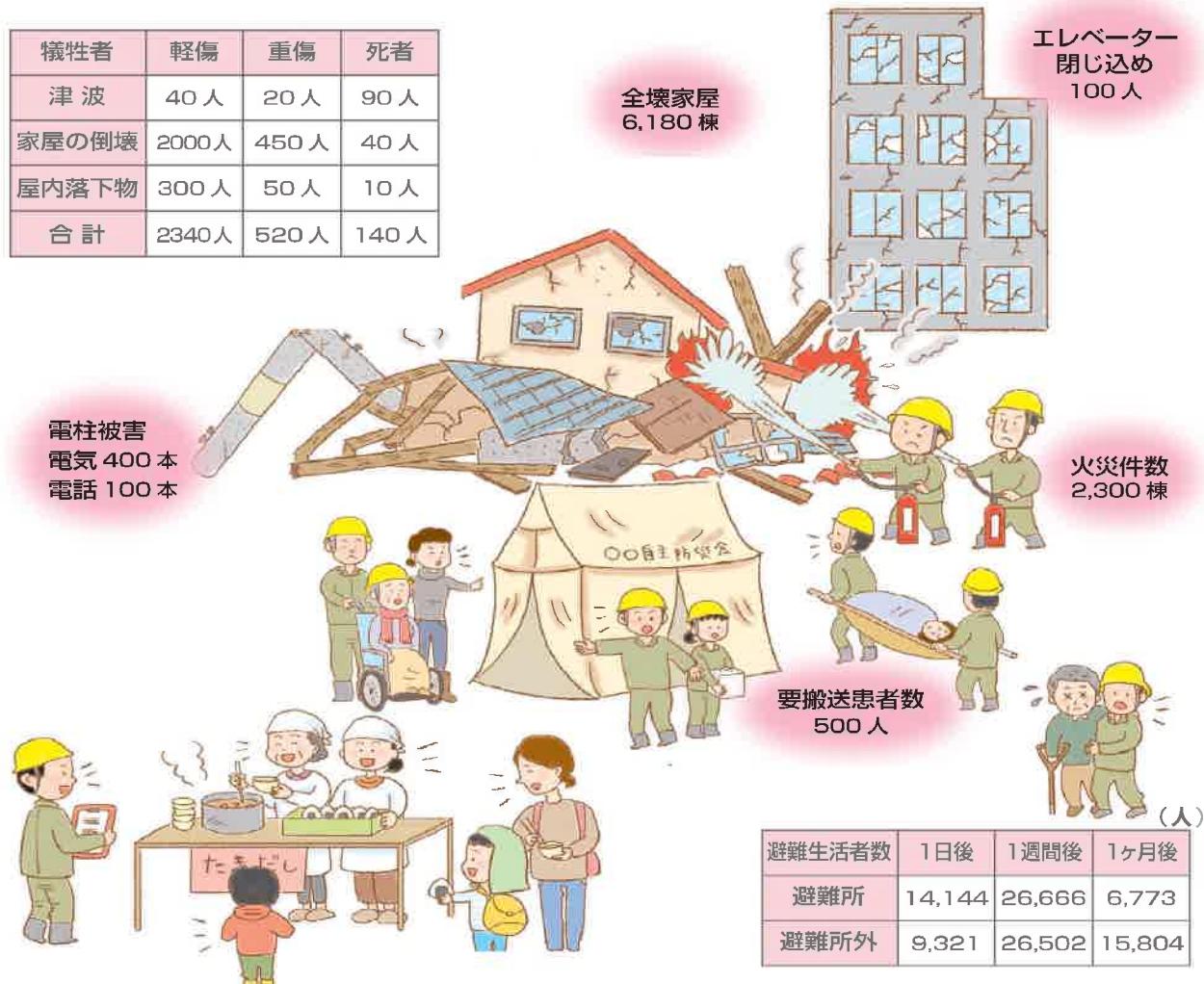
防災対策は、その成果を確認することが難しく、目的意識が失われがちです。

活動の目標を明確にして、役員はもちろん、住民全員が共有できるよう配慮します。

## 2. 大規模地震災害発生時の富士市の被害

南海トラフ地震の発生により最大で次のような甚大な被害が想定されています。しかし、これは、何も防災対策を実施しなかった場合の最悪のケースを示すもので、事前の備えにより被害を軽減することもできます。

犠牲者	軽傷	重傷	死者
津 波	40人	20人	90人
家屋の倒壊	2000人	450人	40人
屋内落下物	300人	50人	10人
合 計	2340人	520人	140人

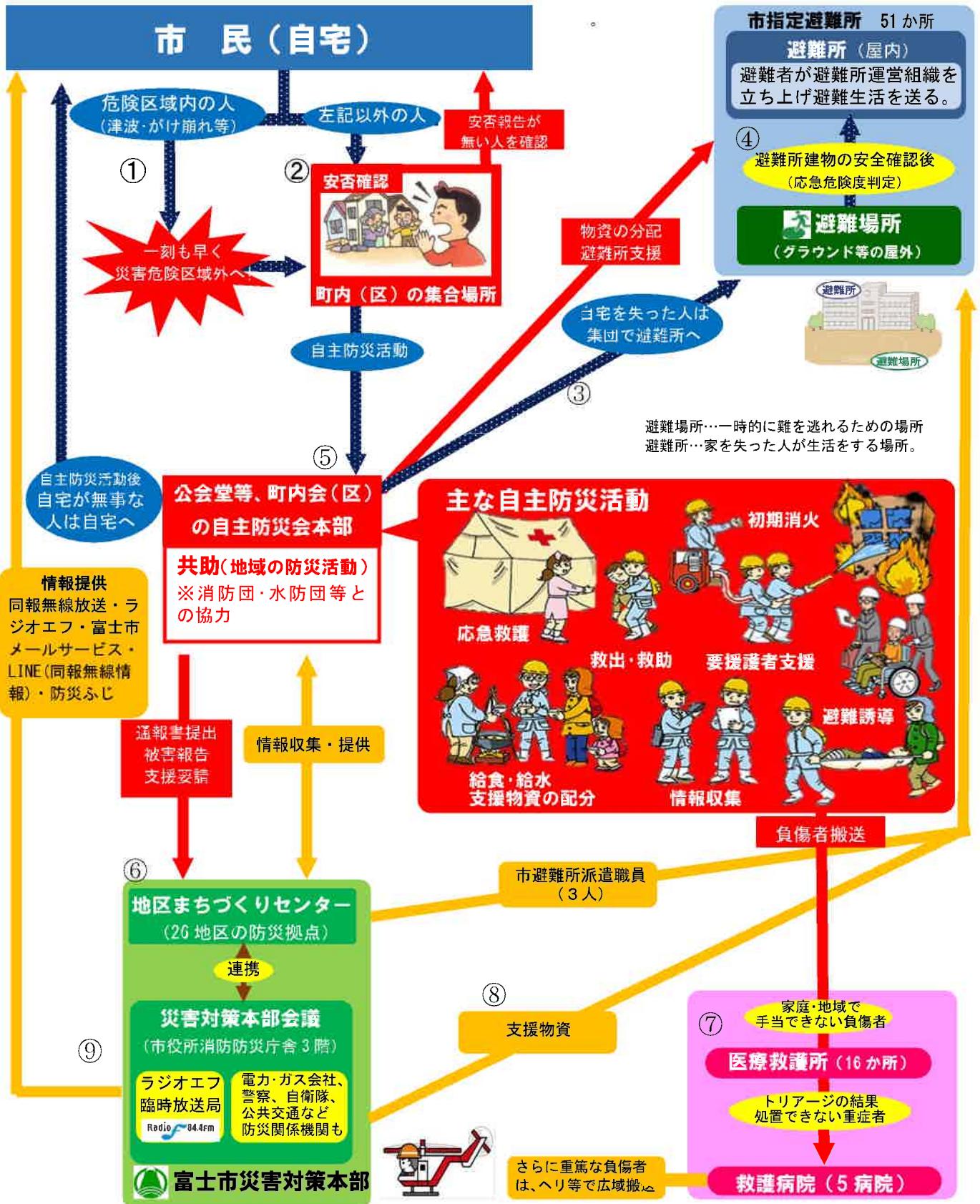


ライフライン機能支障率	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
上水道	100%	96%	59%	0%
下水道 (管路の状況が確認されるまで使えません)	6%	5%	3%	0%
都市ガス	100%	100%	85%	17%
LP ガス	21%	—	—	—
固定電話	89%	79%	4%	0%

ライフライン機能支障率	直後	1日後	4日後	7日後
電力	89%	78%	3%	2%

### 3. 大規模地震発生時の災害対応イメージ

大規模災害時の災害対応イメージ図となります。それぞれの立場において発災時にどのような対応をおこなう必要があるか事前に確認をしておきましょう。



## ( 1 ) 住民の行動 …



### ① 危険区域内の人は一刻も早い避難を！

危険区域内（津波・がけ崩れなど）の人は、一刻も早く**危険区域の外側**に出ることが重要です。地域の危険区域を確認しておきましょう。

### ② 安否確認は災害対応の第一歩

発災直後は、町内会（区）で定められた集合場所で住民の安否確認を行い、地域の被害情報をできるだけ早く把握し、救助活動にあたることが重要です。

### ③ 避難所で生活するのは住む場所を失った方と危険区域内の方のみ

避難所は、自宅が倒壊して住む場所を失った方や、自宅が危険区域内（津波・がけ崩れなど）にある方が、生活を送るための所です。地震発生後も自宅で生活を送れるよう、自宅の耐震対策や食料・水、携帯トイレなどの備蓄をしておくことが重要です。

### ④ すぐに避難所には入れない！

避難所に行っても、すぐに体育館や校舎などの屋内に入れるわけではありません。屋内に入るのは、建物の安全性を確認するための“**応急危険度判定**”を実施した後です。

## ( 2 ) 自主防災活動 …



### ⑤ 被災生活の前に自主防災活動あり

多くの人が、災害と言えば、避難所での被災生活をイメージします。しかし、被災生活の前に、まずは自主防災活動に当たる必要があります。地震発生直後は、町内会（区）で定められた集合場所で住民の安否確認を行い、地域の被害情報をできるだけ早く把握し、救出活動に当たることが重要です。

### ⑥ 市との情報のやり取りは、地区まちづくりセンター経由で

被害や安否情報の報告、支援要請などは、地区まちづくりセンターに報告書（2号様式）を提出することでやり取りします。

## ( 3 ) 市の防災活動 …



### ⑦ 医療救護所の開設

中学校区単位に医療救護所を開設し、災害医療に当たります（個人の医院やクリニックでは診療を行いません）。また、重症患者の治療を優先するため、軽症者は自主防災会で応急手当を行います。なお、負傷者の搬送も各自主防災会で行います。

### ⑧ 支援物資は市指定避難所へ

支援物資は、各市指定避難所に配送されます。在宅避難者への分配作業は、各自主防災会でお願いします。なお、災害が広域化するほど、物資の配給ができる時期が遅くなりますので、まずは各家庭での備蓄の徹底をお願いします。

### ⑨ 情報収集はラジオエフ（FM84.4MHz）で！

市の災害対策本部が置かれる市役所の消防防災庁舎3階には、ラジオエフの臨時の放送局が開設されます。災害対策本部には、電気・ガス・水道・電話などのライフライン関係機関の情報も集まりますので、復旧に関する最新の情報をラジオエフで入手することができます。

※ ○の数字はP3の項目番号に対応しています。

#### 4. 安否確認シートと活用の手順

### (1) 安否確認シートについて

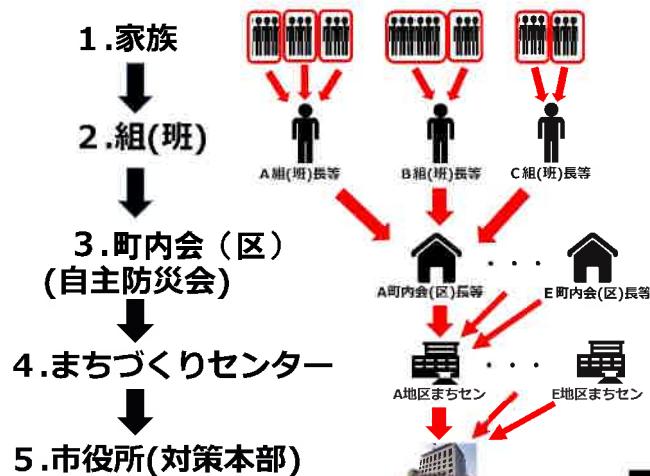
大規模災害発生直後、住民の安否情報や地域の被害情報の集約を効率よく行うため、組（班）ごとに世帯の人員を記載した「安否確認シート」を準備しておくことを推奨しております。

組（班）長は、各組（班）で定めた集合場所で、各住民の安否情報を記号（無事：○、軽症：△、重症：×など）で記載することで、情報収集の短縮に繋げるとともに、確認漏れを防ぐことができます。

自主防災会として対応が必要な世帯の把握をすることは、迅速な対応方針の決定、救出体制の確立につながりますので、安否確認シートの活用をご検討ください。

#### (2) 安否確認の流れ及びシート使用手順

### 【安否情報の流れ】



⇨ 【手順①】組（班）長等の取りまとめ担当者は集合場所に向かい、シートを準備

【POINT】シートは組（班）単位で作成し、いつでも取り出し可能場所に保管

⇨ 【手順②】集合場所に来た人から安否等の情報を聴取し、シートに記入

- 【POINT】自主防災会の対応方針の決定や救出活動体制の確立に活用できる。
- 【POINT】発災後3時間以内に地区まちづくりセンターに提出する「災害応急対策実施状況通報書（2号様式）」の基礎資料として活用できます。

## 【安否確認シートの使用手順】

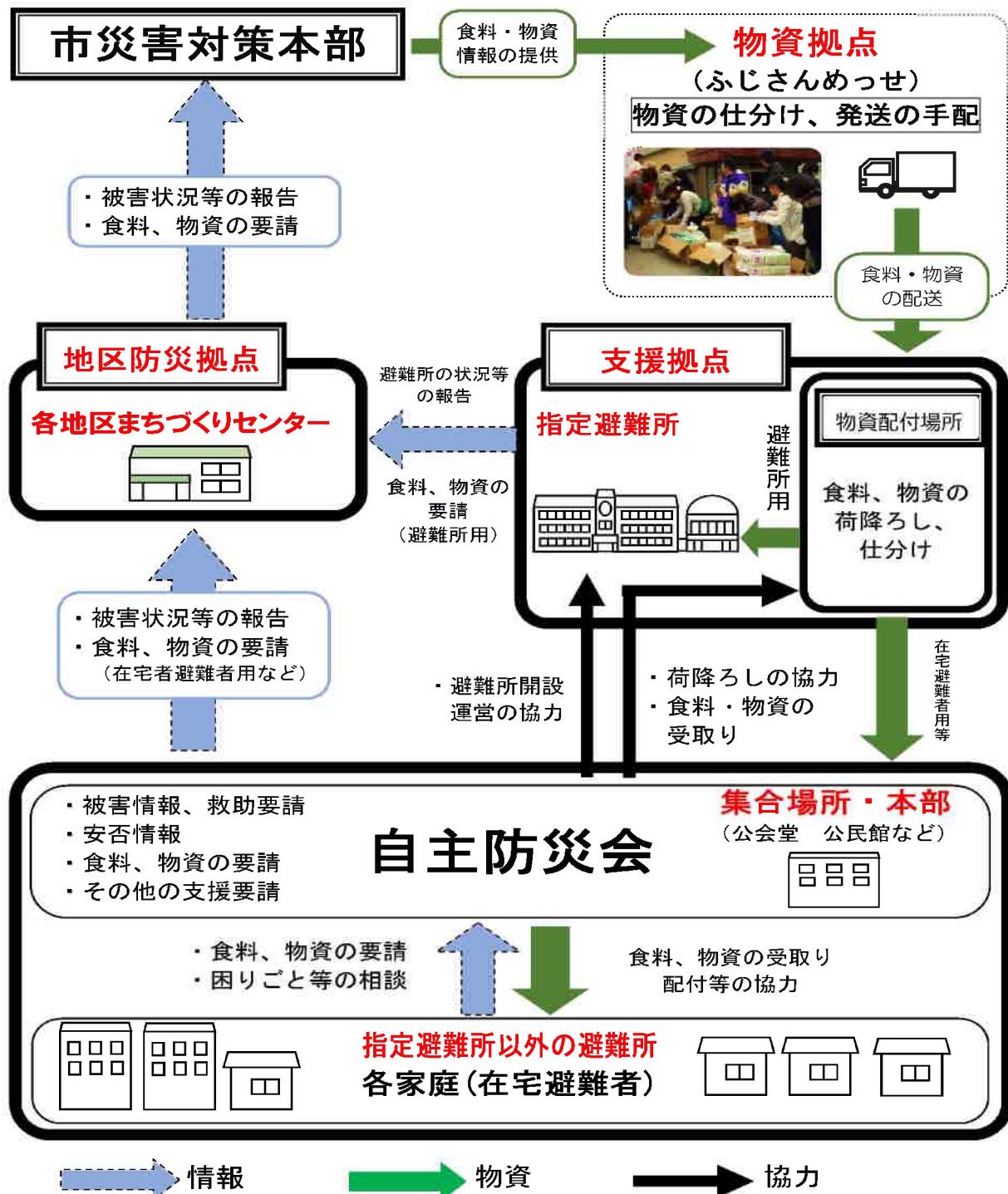
- ①自主防災会名を記入
  - ②組（班）の安否確認を行う集合場所を記入
  - ③組（班）長等の取りまとめ担当者を記入
  - ④組（班）名を記入
  - ⑤ページ数を記入
  - ⑥世帯名（名字）を記入
  - ⑦世帯員の（名前）を記入
  - ⑧高齢者、障害者等の要支援情報を記入
  - ⑨安否について世帯員（名前）の下段に、無事なら「○」、軽傷なら「△」、重症なら「×」を名前の下段に記入し、確認が取れない者は空欄のままとする
  - ⑩世帯全員の安否確認が取れた時点で、「全員確認済」欄の四角にレ点を入れる
  - ⑪家屋被害について、該当する状況を「○」で囲む
  - ⑫人的被害及び家屋被害があった場合の自主防災会の対応状況を記入
  - ⑬予め決めた報告時間ごとに集計欄へまとめ、  
自主防災会へ報告

◆安否確認シートは、市ウェブサイトからダウンロードし、適宜活用してください。

## 5. 災害時の情報と物資の流れ

災害時の情報と物資のフロー図となります。在宅避難者の報告、食料・物資の要請は、自主防災会で取りまとめ、地区まちづくりセンターへ要請します。支援物資は、要請や物流の状況等に応じて市指定避難所へ配達され、自主防災会ごとに配付されます。

### 災害発生時の情報・物資などの流れ



## 6. 自主防災会の組織

### (1) 組織の編成方法

自主防災会は、防災を目的に結成した独立した組織であることが原則ですが、既存の町内会（区）組織を活用する場合と、新たに組織を作る場合とがあります。どのような組織にも一長一短ありますので、地域の実情に応じて編成します。また、既に組織を結成している場合でも、現状に合わせて組織体制を見直す必要が出てくることもあります。

※既存の町内会（区）の組織を活用する場合であっても、あくまで町内会（区）と自主防災会は別組織ですので、補助金などの振込み口座は、別々に開設していただくようご協力をお願いします。

タイプ	概要	イメージ
重複型	町内会（区）の役員がそのまま自主防災会の役員を兼任するタイプです。組織づくりが簡単な反面、役員一人ひとりの負担が大きくなるデメリットもあります。比較的規模の小さな町内会（区）に向いたタイプです。	<pre> graph TD     A[自主防災会長（町内会長）] --&gt; B[副自主防災会長（副町内会長）]     B --&gt; C[情報班長]     B --&gt; D[消防班長]     B --&gt; E[救護班長]     C --&gt; F[1組組長]     C --&gt; G[2組組長]     C --&gt; H[3組組長]   </pre>
下部組織型	町内会（区）長が自主防災会長を兼ね、その下に独自の自主防災活動の役員を置くタイプや、副町内会長が自主防災会長を兼務するタイプなどがあります。会長（副会长）の負担は変わりませんが、他の役員の負担を軽減しながらも、既存の町内会組織の指揮系統を活用した組織です。	<pre> graph TD     A[自主防災会長（町内会長）] --&gt; B[自主防災副会长]     B --&gt; C[情報班長]     B --&gt; D[消防班長]     B --&gt; E[救護班長]     A --&gt; F[町内会長]     F --&gt; G[自主防災会長（副町内会長）]     G --&gt; H[情報班長]     G --&gt; I[消防班長]     G --&gt; J[救護班長]   </pre>
別組織型	町内会（区）とは完全に切り離して組織を作ります。自主防災会は、防災に係る活動に専念することができますが、町内会との連携が必要な場面もありますので配慮が必要です。また、活動財源の確保についても検討が必要です。	<pre> graph LR     A[町内会（区）] --- B[町内会長]     A --- C[副町内会長]     A --- D[会計]     A --- E[...各組長等]     F[自主防災会] --- G[会長]     F --- H[情報班長]     F --- I[消防班長]     F --- J[救出救助班長]     F --- K[...各班長等]   </pre>
分割型	一つの町内会（区）を複数の自主防災会に分割したり、複数の町内会（区）で一つの自主防災会を結成したりします。町域や人口に応じて、自主防災活動が行いやすい規模の組織を編成します。	<pre> graph LR     A[町内会（区）] --&gt; B[自主防災会A]     A --&gt; C[自主防災会B]     D[A 町内会（区）] --&gt; E[自主防災会]     D --&gt; F[B 町内会（区）]   </pre>
合併型		

## (2) 役員の配置

住民一人ひとりが自主防災会の一員です。そうした中で組織的に活動するためには、会長、副会長、各班長、会計、監査役からなる本部や、情報班、消火班、救出・救護班などの役割別の班員を配置することが有効です。各班にはメンバーの適性や事情（在宅の時間帯）などを考慮して正・副班長を置きますが、慢性的な人材不足により、役員の輪番制を取らざるを得ない組織も多いのが実態です。しかし、地域防災に取り組むためには幅広い知識が必要であり、組織の防災レベルの向上には、一定期間、腰を据えて役員を担ってくれる人材が必要であることも事実です。

こうした問題を軽減するため、輪番制の役員とは別に、任期のない（又は長期の）“防災委員”を置いて役員への助言を行う人材を配置するのも一つの方法です。

また、過去の大規模災害の教訓から、自主防災活動や避難所運営に「女性の視点」を取り入れることが重要です。自主防災会の活動上、多様な意見を反映させるためにも、自主防災会組織の責任者や副責任者または、防災役員に3割以上女性を配置するなど、女性の参画を推進するよう努めてください。

### ●組織構成（例）



## (3) 各班の役割

自主防災活動は、災害情報の収集、倒壊家屋に閉じ込められた方の救出、負傷者の搬送など多岐にわたります。災害発生時に、こうした活動に迅速に対応するためには、あらかじめ役割ごとに班を編成しておくことが有効です。班の編成方法には決められた形がある訳ではありませんので、地域や組織の実情に応じて、適切な班分けを検討する必要があります。

なお、事前に班分けを行っておくことは、平常時にも目的意識を持って活動を行うことにつながりますが、災害対応時は、時間の経過によって、班ごとの業務量に相当の差が出ます。このことから、状況に応じて臨機応変に組織を変えられることを視野に入れた体制づくりも重要になります。

各班の「災害時」と「平常時」の活動分担の例は次のページのとおりです。

## (4) 避難所運営支援

避難所は、避難者が主体的に運営するため、町内会（区）や自主防災会の役員、避難者の代表者、市の派遣職員、施設管理者などで構成される避難所運営組織を設置します。避難所の迅速な開設及び主体的な運営のためには、指定避難所ごとに策定された避難所運営マニュアルに基づく運営支援者を事前に決めておくことが必要です。選出にあたっては、多様な立場の意見を反映させるため、年齢層や性別が偏らないよう人選することが重要です。また町内（区）にお住いの技能や資格、多様な経験をもった人財に依頼することも有効な手段です。

## 各班の「災害時」と「平常時」の活動分担例

役割	災害時	平常時
本部班	<input type="checkbox"/> 自主防災会災害対策本部の設置	<input type="checkbox"/> 防災訓練の実施計画の作成(取りまとめ) <input type="checkbox"/> 役割分担の確認及び住民への周知 <input type="checkbox"/> 自主防災会災害対策本部設置場所の管理 <input type="checkbox"/> 災害発生時の役員集合基準の作成と確認 <input type="checkbox"/> 各班で必要とする防災資機材の整備
情報班	<input type="checkbox"/> 住民の安否情報、被害情報の把握 <input type="checkbox"/> 地区まちづくりセンター(地区防災拠点)への被害状況の報告 <input type="checkbox"/> 同報無線(防災ラジオ)、ラジオエフを通じた情報収集活動、住民への伝達 <input type="checkbox"/> 地区まちづくりセンターへの災害情報収集要員の派遣	<input type="checkbox"/> 住民の安否、地域の被害情報の収集(方法、流れ)について検討 <input type="checkbox"/> 地区まちづくりセンター(地区防災拠点)への被害状況の報告訓練の実施 <input type="checkbox"/> 大雨(台風・豪雨)時の情報収集方法の検討 <input type="checkbox"/> 防災意識の普及、啓発
消火班	<input type="checkbox"/> 初期消火活動 <input type="checkbox"/> 町内(区)の巡回警備(防犯対策)	<input type="checkbox"/> 消火資機材の整備・点検 <input type="checkbox"/> 消火資機材の使用訓練、使用方法の普及啓発 <input type="checkbox"/> 消防団との連携 <input type="checkbox"/> 通電火災の予防
救出救護班	<input type="checkbox"/> 救助・救出活動 <input type="checkbox"/> 応急手当の実施 <input type="checkbox"/> 医療救護所への負傷者搬送	<input type="checkbox"/> 救出に必要な資機材の整備・点検 <input type="checkbox"/> 応急医薬品の整備・点検 <input type="checkbox"/> 応急手当方法の習得 <input type="checkbox"/> 負傷者の搬送体制構築、搬送訓練の実施
避難誘導班	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の支援 <input type="checkbox"/> 町内(区)の避難状況の把握	<input type="checkbox"/> 避難経路の確認 <input type="checkbox"/> 災害危険箇所(津波・土砂災害など)の周知 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の把握、支援体制の確立 <input type="checkbox"/> 避難生活の実態と分散避難の周知
食料物資班	<input type="checkbox"/> 食料・物資の必要数の把握 <input type="checkbox"/> 要求した食料・物資の受取り・運搬・分配 <input type="checkbox"/> 炊き出し	<input type="checkbox"/> 備蓄品及び非常持ち出し品の啓発 <input type="checkbox"/> トイレ対策の検討、備蓄の啓発 <input type="checkbox"/> 備蓄品の整備・点検

## 7. 各班の活動

### (1) 本部班

#### 災害時

##### ● 自主防災会災害対策本部の設置（地震災害）

市では、震度5弱以上の地震が発生した場合、屋外のスピーカーや防災ラジオ等で震度情報をお知らせします。次の点に注意し、あらかじめ定めた場所に自主防災会の災害対策本部を設置します。

- 公会堂などに本部を設置する場合、建物の安全性を確かめてから室内に入る。壁に亀裂が入ったり、瓦が崩れたりするなどの異常がある場合は、屋外にテントを設営して本部にする。
- 本部を設置する場所に、鳥居や石灯籠など危険な構造物などがある場合は立ち入り禁止にする。
- 夜間に本部を設置する場合に備えて、発電機や投光機などを準備する。
- 災害に関する情報を同報無線の戸別受信機や防災ラジオを用いて収集する。

##### ● 自主防災会災害対策本部の設置（豪雨災害）

- 豪雨時の危険区域を避難誘導班と確認し、該当する世帯との情報収集・伝達手段を確認する。
- 自主防災会の本部設置基準を基に公会堂での住民の受け入れを行う。
- 高齢者等避難が発令された場合の避難行動要支援者（高齢者、障害者等）への避難等の支援を行う。

#### 平常時

##### ● 防災訓練の実施計画の作成（取りまとめ）

防災訓練を実施するため、本部をはじめ各班の訓練内容を取りまとめ、自主防災会としての訓練実施計画を作成します。

##### ● 役割分担の確認及び住民への周知

自主防災会の役員以外の住民も、自分が自主防災会の一員であることや、活動の目的を理解し、災害時には自主防災活動に参加してもらえるよう体制を作ります。

##### ● 自主防災会災害対策本部設置場所の管理

- 自主防災会対策本部となる施設の安全性（災害リスク、耐震性等）を日頃から確認する。
- 本部となる施設や防災倉庫の鍵は、会長が不在の場合に備え、複数人で所有する。

##### ● 災害発生時の役員集合基準の作成と確認

大規模な地震災害や豪雨災害が発生した場合に備えて、役員集合基準を作成します。役員に周知することで、災害発生時に役員が自動的に集合することができ、役割についても知ることができます。

###### 例）地震災害の場合

富士市で震度5弱以上が観測された場合、自主防災会の役員は非常持ち出し品を持ち、公会堂に集合する。

###### 例）豪雨災害の場合

避難情報「高齢者等避難」が発令された場合、自主防災会の役員は非常持ち出し品を持ち、公会堂に集合する。

##### ● 各班で必要とする防災資機材の整備

災害発生時、各班の業務にあたる際に必要な防災資機材を自主防災会で、事前に整備しておくことが必要となります。整備した資機材については、数量の確認や定期的な点検を行いましょう。

## (2) 情報班

### 災害時

#### ● 住民の安否情報、被害情報の把握及び地区まちづくりセンターへの被害状況の報告

住民の安否情報や町内（区）の家屋や道路などの被害状況、支援の要請などは、「災害応急対策実施状況通報書（2号様式）」や「緊急食料・物資要求伝票」にまとめ、地区の防災拠点である地区まちづくりセンター（市地区班）へ通報してください（別紙参照）。なお、被害がなかった場合も、「被害なし」という情報を発災後、3時間以内に通報してください。

#### ● 情報収集

災害時には、正しい情報を収集する必要があります。また、複数の情報収集手段（P26 参照）を使って収集します。収集した情報については、住民に対して、正確に伝達をします。

- 緊急情報（避難に関する情報など）は、防災ラジオなどを使う。
  - 被災生活に関する情報（ライフラインなど）は、ラジオエフ（FM84.4MHz）を使う。
  - 防災アプリやLINE等のSNSを活用する。
  - 町内（区）の被害情報や対応の経過などは、自主防災会本部でホワイトボードなどに記入して共有する。（町内（区）の地図も準備しておくと、被害状況を視覚的に把握しやすい。）
- ☆ 災害時にはデマが飛び交うため上記の手段で正確な情報収集を行いましょう。

#### 東日本大震災で流れたデマ（一例）

- ・「製油所の火災で発生した有害物質が雨として地上に降る。」
- ・「〇〇避難所で●●（物資）が不足しているので、送れる人は個人で送ってほしい。」など

#### ● 地区まちづくりセンターへの災害情報収集要員の派遣

市は、市災害対策本部と地区まちづくりセンターの間を無線通信などで連携を取りながら災害対応に当たります。市と自主防災会の連携のため、災害発生後、必要に応じて地区まちづくりセンターに連絡要員を派遣し、情報収集をお願いします。

なお、災害の程度によっては、連絡要員に、地区まちづくりセンターに備えられた「避難行動要支援者名簿」を公開することがあります。

- 自主防災会本部と地区まちづくりセンターへ派遣した災害情報収集要員との間で、無線通信ができる体制を取ると、スムーズに情報伝達を行うことができる。

※「避難行動要支援者名簿」とは、要支援者の安否確認や被災生活の支援のため、支援が必要な高齢者や要介護認定者、身体・知的障害者などを記載した名簿。当該名簿掲載者のうち、名簿開示に同意した方の名簿を自主防災会、町内会（区）へ令和6年度中に開示予定。



## 平常時

### ● 住民の安否、地域の被害情報の収集（方法、流れ）について検討

災害時、迅速に自主防災活動を始めるには、まず、どのように住民の安否や地域の被害情報（被害がなかったことを含め）を収集するかが重要です。迅速に情報収集するためには、あらかじめ、住民側から本部（情報班）へ情報を報告してもらうための体制づくりをしておく必要があります。

- 電話やパソコンは使えない可能性が高いため、徒歩や無線機器などで情報をやり取りし、紙面で集計する方法を検討する。
- 「住民→組（班）→本部（情報班）」という情報伝達の流れ（体制）を作り、周知徹底を図る。
- 2次災害を防ぐため、情報収集の際に危険区域（津波、土砂災害など）には絶対に立ち入らないよう周知徹底する。

### ● 地区まちづくりセンター（地区防災拠点）への被害状況の報告訓練の実施

9月1日の総合防災訓練と12月の第1日曜日の地域防災訓練では、地区まちづくりセンターで情報を受け付ける訓練を実施しますので、自主防災会ごとに町内（区）で発生する被害を想定し、徒歩や自転車で「災害応急対策実施状況通報書（2号様式）」で通報する訓練を取り入れてください。

- 通報事項：火災の発生状況、人的被害状況（けが人などの状況）、物的被害状況（倒壊家屋などの状況）、避難者状況、支援要請（人員（要請する内容・人数）、物資（品名・数量））など（P5 参照）

### ● 大雨（台風・豪雨）時の情報収集方法の検討

大規模な地震に比べて発生頻度が高いことから、平常時から対策を考える必要があります。

- 同報無線を使った情報収集：大雨警報・土砂災害警戒情報などが発表された場合、全国瞬時警報システム（Jアラート）により瞬時に同報無線により放送される。ただし、豪雨時は同報無線の屋外スピーカーからの音は聞き取りにくいため、防災ラジオを準備するか、あらかじめ富士市メールサービス・LINE（同報無線情報）・防災ふじ（富士市防災アプリ）の登録を行う。（P26 参照）
- テレビを使った情報収集：テレビのリモコンの「dボタン」を押すとデータ放送が閲覧できる。市内の10分ごとの降水量や発表されている注意報・警報、避難場所の開設状況などが表示される。
- パソコンを使った情報収集：県や市ウェブサイトなどを利用すると、気象情報、雨量、6時間後までの雨雲の様子、河川の水位、観測地点のライブカメラなどの情報がリアルタイムで閲覧できる（防災マップ P8 参照）。これらのサイトに掲載されている情報は、市が避難情報などを発令する判断材料と同じであるため、各自が閲覧できる体制を取ることで、より早い避難判断に繋げることができます。

### ● 防災意識の普及・啓発

家族が勤務先や学校にいる時に大規模な地震が発生すると、安否を確認することが難しくなります。小中学生がいる家庭では引取りの方法、家族の集合場所、連絡方法などについて、あらかじめ家族で話し合っておくことが重要です。電話が使用できなくなった場合は、NTTの災害伝言ダイヤル「171」や携帯電話各社の災害用伝言板を使って家族との連絡を取ります。また、市指定避難所には災害時特設電話が開設されます。

- 災害伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板の使用訓練を実施する（防災マップ背表紙参照）。

## (3) 消火班

### 災害時

#### ● 初期消火活動

大規模な地震発生時には、複数の場所で火災が発生する恐れがあります。消火にあたる消防車には限りがあり、消火栓の使用不能などの状況も発生することから、消防機関の活動は、大幅に制限されます。したがって、地域内で出火した場合には、自主防災組織で初期消火にあたります。

#### ● 町内（区）の巡回警備

過去の災害において、被害を受けた住宅での空き巣や避難所での置き引きなど、震災に便乗した犯罪が発生しています。町内（区）を巡回することで、火災の発生予防と併せて治安を維持することにも繋がります。

### 平常時

#### ● 消火資機材の整備・点検

富士市の水道水を貯留する配水池の一部では、震度5弱程度の地震を感じると、緊急遮断弁が作動して配水量を制限するため、消火栓は使えなくなります。地震時の火災には、消火器や防火水槽・プール・河川などを水利とした可搬式ポンプなどを使用して消火活動に当たります。いつでも使用できるよう適切な整備・点検が必要です。

#### ● 消火資機材の使用訓練、使用方法の普及啓発

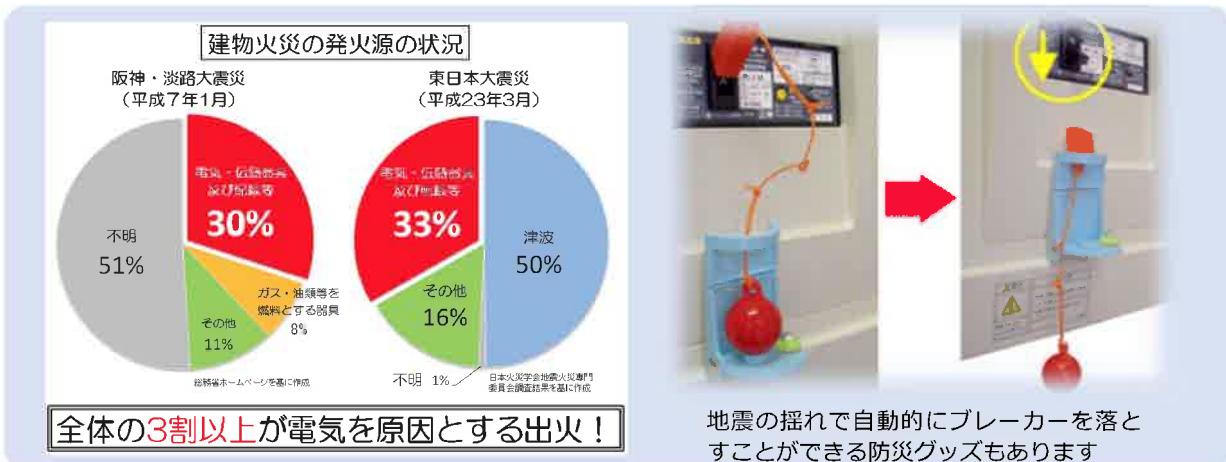
火災の拡大を防ぐためには、火が小さいうちに、近くにいる人が初期消火に当たることが最善の策です。そのためには、消火資機材を配備するだけでなく、なるべく多くの住民が資機材の使用方法を習得しておくことが重要です。ただし、身の危険を感じたら、無理せず避難することも併せて啓発します。

#### ● 消防団との連携

地域の消防活動の中核を担う消防団とは、日頃から防災訓練などで連携を図り、共通認識を持って災害時の消火活動にあたることが重要です。

#### ● 通電火災の予防

過去の地震災害では、停電から復旧した際に“通電火災”が多発しました。通電火災を防ぐため、停電したら電気のブレーカーを落とすことを周知します。



## (4) 救出救護班

### 災害時

#### ● 救助・救出活動

大規模な地震発生時の救助活動は、自助、共助が主体です。また、倒壊家屋などにより閉じ込められた場合、72時間以内の救出が重要になります。早期に救出するためには、多くの人手が必要であり、自主防災会をはじめ住民で救助、救出活動にあたります。

#### ● 応急手当の実施

近隣のクリニック（医院）では治療を受けられないことが考えられます。負傷者の応急手当は、自主防災会をはじめ住民で行います。

#### ● 医療救護所への負傷者搬送

市は、大規模な地震発生時に医療救護所を開設し、特別な体制で災害医療に当たります（防災マップP25参照）。また、救急車は重傷者を医療救護所から救護病院へ搬送する役割を担うことから、出動できないことが想定されます。そのため、医療救護所への搬送は、自主防災会をはじめ住民で行います。

### 平常時

#### ● 救出に必要な資機材の整備・点検

家屋の下敷きになった人を救出するための、資機材を常に使用できるよう整備・点検と共に実動訓練を行います。また、重機を所有している建設業者等と協定を結ぶなど、協力体制の構築が重要です。

#### ● 応急医薬品の整備・点検

応急手当に必要な医薬品を整備し、定期的に使用期限の確認など点検を行います。

#### ● 応急手当方法の習得

負傷者に有効的な手当を行うためには、平常時から応急手当の知識・技術を習得しておくことが重要です。また、地域の医療資源（元看護師など）を発掘しておくと災害時の大きな力となります。

富士市消防本部では、応急救護や普通救命の講習を行っています。（P21参照）

#### ● 負傷者の搬送体制構築、搬送訓練の実施

近隣で開設される医療救護所へ搬送する際の役割、手段及び経路等の搬送体制を事前に構築し、訓練を通して検証する必要があります。



## (5) 避難誘導班

### 災害時

#### ● 避難行動要支援者の支援

町内（区）の避難行動要支援者に声掛けや避難の支援を行う。

#### ● 町内（区）の避難状況の把握

地震発生時の「集合場所」は住民の安否確認や住民からの被害情報の収集の場として設定します。自宅を失った人や自宅が災害危険区域の中にある人のみ、集合場所から市指定避難所に向かいますが、自宅が無事であれば自宅で生活を送っていただくこととなります。市指定避難所での混乱を防ぐためには、町内会（区）単位で行動します。

- 安否報告のない世帯は、直接その世帯に赴くなど、手分けして安否確認を行う。
- 集合場所では、安否確認を済ませ、「自主防災活動に当たる人」「市指定避難所に向かう人」「自宅に戻る人」に振り分けて移動させる。
- 在宅避難者を把握する。

### 平常時

#### ● 避難経路の確認

集合場所から市指定避難所までの経路は、倒壊の危険性のあるブロック塀や狭い道路を避けたルートを決めてください。なお、避難経路の確認は、災害時に必ずそこを通るために設定するものではなく、住民に災害時の危険箇所を認識してもらうことを目的にします。また、避難経路の検証には、防災訓練に“防災まち歩き”や“災害図上訓練DIG”（P23、防災マップ P27～28 参照）を取り入れることが有効です。

#### ● 災害危険箇所（津波・土砂災害など）の周知

市内には、大規模地震が発生した場合に危険が想定される区域として、津波避難対象区域や土砂災害警戒区域などがあります。平常時から町内（区）の危険区域を住民に周知し、災害発生時には、危険区域内に留まらず、まずは率先避難者として危険区域の外側へ避難する必要があります。（防災マップ P30～参照）

#### ● 避難行動要支援者の把握、支援体制の確立

市では、「避難行動要支援者名簿」のうち、名簿開示に同意した方の名簿を自主防災会、町内会（区）に開示する予定です。災害時の支援に当たっては、平常時から顔の見える関係づくりが重要となりますので、名簿を活用した声かけなどの活動を検討してください。

- 防災アプリ「防災ふじ」の活用・啓発を行い、避難行動要支援者の支援体制を整備する。
- 民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどと連携し、災害時の支援方法を検討する。

#### ● 避難生活の実態と分散避難の周知

避難所での生活は、主に小中学校等の体育館で集団生活をすることにより、環境面・衛生面・精神面で過酷な生活を強いられ、持病や体調の悪化が生じます。特に衛生面については「3つの密」が発生しやすい環境下となるため、インフルエンザ等の感染リスクが高まります。以上のことを周知するとともに、避難先は小中学校等の公共施設にこだわらず、安全な親戚・知人宅等を選択し、避難すること（分散避難）をあわせて周知することが大切です。

## (6) 食料物資班

### 災害時

#### ● 食料・物資の必要数の把握

市指定避難所以外で生活を送る住民（在宅避難者）が必要とする食料・物資を把握し、「緊急食料・物資要求伝票」で要求します。（別紙参照）

#### ● 要求した食料・物資の受取り・運搬・分配

要求した食料・物資は、市指定避難所へ配送されます（必ずしも要求どおりの数が配送されるわけではありません）。各自主防災会は、要求した食料・物資を市指定避難所で受け取り、在宅避難者へ分配します。

#### ● 炊き出し

持ち寄った食材や調味料を自主防災会のかまどや大鍋を使用して炊き出しを行います。

### 平常時

#### ● 備蓄品及び非常持ち出し品の啓発

大規模地震が発生した場合、公共機関は人命の救出・救助を最優先に活動します。さらに、災害が広域になるほど、被災地外からの支援物資は遅れることが想定されます。地震発生後も自宅で生活を送るために、各家庭での食料・水・トイレなどの備蓄は欠かすことができません。

- インスタント食品等の回転備蓄（ローリングストック法）（防災マップ P29 参照）の普及
- 家族 7 日分の食料や水、トイレの備蓄の啓発
- 防災訓練で非常持ち出し品を持ち寄り確認する訓練の実施
- 自主防災会を対象とした補助金を活用した備蓄食料や飲料水、災害用トイレの購入の検討

#### ● トイレ対策の検討、備蓄の啓発

大規模な地震が発生すると、建物への被害はなくても、下水道は、管路の状況が確認できるまで、破損の有無に関らず使用できません。無理に流すと、破損箇所から汚物が流出し感染症の原因にもなりますので、市販の携帯トイレや簡易トイレの備蓄を啓発します。また、市では、自主防災会本部などで使用する災害用トイレについて、購入費の一部を補助する制度を用意しております（P24 参照）。



## 8. 主な年間行事

### ● 土砂災害防止月間（6月）

6月は、梅雨の時期で降水量が多く、急傾斜地の崩壊や、山間地の渓流に土石流が発生しやすく、これまで多くの方が犠牲になっています。土砂災害は早期避難が重要であるため、6月を「土砂災害防止月間」と定め、土砂災害からの避難に関する啓発活動を行うとともに、6月第1日曜日には土砂災害警戒区域内の住民を対象とした防災訓練を実施します。

### ★ 防災の日「総合防災訓練」／防災週間（9月1日／8月30日～9月5日）

大正12（1923）年9月1日の「関東大震災」では、14万人余りの死者・行方不明者がいました。この災害を教訓に、9月1日を「防災の日」、前後の8月30日から9月5日までを「防災週間」と定め、総合防災訓練を実施しています。

### ● 地震防災強化月間（11月）

毎年11月は、静岡県が定めた「地震防災強化月間」です。この期間には、地震対策に関する講演会や研修会、ミニ防災展などが県内各地で開催されます。本市では、防災啓発イベント「ふじ Bousai」をふじさんめっせで開催します。（本年は、令和6年11月16日（土））

### ★ 地域防災の日「地域防災訓練」（12月第1日曜日）

戦時中の昭和19（1944）年12月7日に発生し、静岡県西部から愛知・三重県に大きな被害をもたらした「東南海地震」を教訓に、静岡県では12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、昭和58年から毎年、自主防災会が主体となり訓練を実施しています。

### ● 防災とボランティアの日／防災とボランティア週間（1月17日／1月15～21日）

平成7（1995）年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」では、被災地での様々な活動に多くのボランティアが参加し、活躍しました。災害時におけるボランティア活動と自主的な防災活動の認識を深めるために、平成8年から毎年1月17日を「防災とボランティアの日」、前後の15日～21日を「防災とボランティア週間」と定めています。富士市災害ボランティア連絡会では、富士市社会福祉協議会と協働し、大規模災害発生時に富士市フィランセに災害ボランティアセンターを開設し、住民や地域の要望とボランティアの橋渡しをする活動を行います。

### ● 津波対策推進旬間（3月11日を含む10日間）

平成23（2011）年3月11日に「東日本大震災」が発生し、太平洋側沿岸の東北地方を中心に日本各地に津波被害をもたらしました。この災害を教訓に、3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、津波対策訓練や津波に関する啓発活動を行います。

### ○ 学校防災教育連絡会議（隨時）

平成13年度から市指定避難所となる学校などの主催で年1回程度行われています。避難所施設関係者、自主防災会長、地域防災指導員、市防災地区班職員などが、災害時における学校の対応や、施設が避難所となつた場合の運営方法などについて話し合いを行います。

### ○ 地区防災会議（随时）

平成24年度から各地区の主催で、年1回程度開催されています。自主防災会長、地域防災指導員、福祉関係者、市関係職員などが集まって、他の自主防災会や地区団体との情報共有、地区的地域性を考慮した防災対策の検討を行っています。

★9月1日の総合防災訓練と12月の第1日曜日の地域防災訓練の年2回、市全体で大規模な訓練を実施します。この訓練にあわせて、自主防災会でも年間最低2回の訓練実施をお願いします。

## 9. 自主防災会の活動事例紹介

- **避難所運営マニュアルの整備・訓練**

避難所運営訓練等による検証実施避難所：26／50 避難所

※市ウェブサイトに避難所ごとのマニュアルが掲載されています。



- **町内（区）の自主防災活動と避難所対応の役割分担の明確化**

災害時には、自主防災会長が災害対策本部長となるため、副自主防災会長が避難所担当になるなど、役割分担を明確にしている。

- **各班の活動マニュアルの作成（下横割南）**

「平常時編」、「発災時対策編」と分けて自主防災会の各班の業務をマニュアル化している。

- **全世帯を対象とした防災アンケートの実施による防災啓発、対策の推進**

防災アンケートの実施により、町内（区）の各世帯の対策実施状況を把握するだけでなく、回答者への防災啓発にもつなげている。

**【主なアンケート項目】**住宅の建築年・耐震補強工事の実施有無・被災後、自宅が住める状態であっても、住環境の良くない避難所に行くか・家族に要配慮者がいるか・何日分の備蓄食料があるか・家具家電の固定対策実施状況・ペットの災害対策状況 など

- **地元企業と協働した防災訓練の実施等（柳島）**

地元信用金庫が所有する非常用発電機の使用訓練や、地元土木業者と連携し仮設トイレの設営訓練などを実施している。さらに、月2回、役員以外の者が、防災資機材の活用訓練や、その都度テーマを決めた話し合いを持つことで、区全体に啓発を行っている。

- **地元企業との災害時支援協定締結（富士駅南地区、天間地区、青葉台地区）**

井戸水の提供を受けるため、供給を受ける場所などの手順や費用の負担（無償）について明記した災害協定を締結（富士駅南地区）。地元飲料メーカーから飲料水の提供を受けるための協定の締結（天間地区）。コインランドリー設置事業者とのLPガスの供給及びガス用機材の借用に関する覚書の締結（青葉台地区）

- **備蓄食料・飲料水の備蓄場所の工夫**

自主防災会の防災倉庫がいっぱいので、備蓄食料を置く場所がないため、自主防災会で購入した備蓄品を各家庭に配置。防災訓練で非常持ち出し品として持ち寄る訓練を行なっている。

- **避難行動要支援者に対する避難訓練の実施（富士南地区）**

近年の災害において多くの高齢者や障害者が被害に遭っていることから、災害時に実効性のある避難支援を実施するために、災害時ケアプランの手法を用いて「個別避難計画」を策定した。計画に記された事項（支援者、支援のタイミング、支援方法、避難場所、避難経路、移動手段等）を基に、避難訓練時に計画の検証を実施している。個別避難計画動画



## 10. 富士市地域防災指導員

市では、自主防災会に対するきめ細やかな指導を行なう人材を養成し、地域防災力の向上につなげるため、各地区から推薦された地域防災活動に対する熱意や知識をお持ちの方を「**富士市地域防災指導員**」として委嘱しています（平成24年度「**富士市地域防災指導員会**」を設立）。地域の防災訓練や学校での防災教育における指導者として、地域の実情に合わせた活動をしていただいております。

なお、富士市地域防災指導員として推薦したい方がいる場合は、地区連合町内会（区）長、まちづくり協議会長と相談のうえ、防災危機管理課にご連絡ください。

### （1）活動内容

- 自主防災会の防災体制の整備や防災訓練の計画についての相談窓口
- 地区防災会議・学校防災教育連絡会議での助言
- 防災啓発活動：家庭の防災対策に係る講話や助言、災害図上訓練 DIG、防災まち歩き、家庭内 DIG、避難所運営ゲーム（HUG）、イメージ TEN、防災ゲーム（なますの学校、クロスロード、防災カルタなど）など

### （2）主な活動実績

- 地区防災会議・学校防災教育連絡会議（P17 参照）  
⇒ 会議において、地区の防災体制や避難所運営について助言を行った。避難所運営マニュアルの作成に当たっては、作成委員会や検討委員会の運営を行った。
- 防災啓発イベント「ふじ Bousai」  
⇒ 家庭内 DIG やなますの学校のゲーム体験ブースを担当し、家庭内対策の説明や相談を受けた。
- 富士市防災セミナー（5～12月開催）  
⇒ 防災危機管理課が開催した防災セミナーにコーディネーターとして参加し、災害に備えて各家庭や地域で行うべき対策についての指導を行った。
- 小中学校での防災教育  
⇒ 市内小中学校からの防災教育の依頼を受け、災害図上訓練 DIG や避難所運営ゲーム HUG、防災ゲーム（なますの学校、防災カルタなど）の指導を行った。



自主防災会や地域団体、学生などを対象とした防災教育の要望や、自主防災会の防災体制・防災訓練の計画などについてご相談がありましたら、お気軽にお声かけください。地区まちづくりセンター又は防災危機管理課にご連絡いただければ、地区の指導員を紹介いたします。

### 11. 防災人材を活用した活動

市内には、防災に関する専門知識や実践的な知識を有し、災害時に様々な現場で活躍できる人材がいます。災害時はもちろんのこと、平常時の防災活動においても有効に活用し、地域防災力の向上に取り組んでください。

## 静岡県知事が認証する防災に関する「資格」

ふじのくに防災マイスター、ふじのくにジュニア防災士、ふじのくに地域防災指導員、ふじのくに災害ボランティアコーディネーター、静岡県ふじのくに防災士、静岡県ふじのくに防災フェロー

静岡県ホームページ

## 地域防災人材バンク名簿について

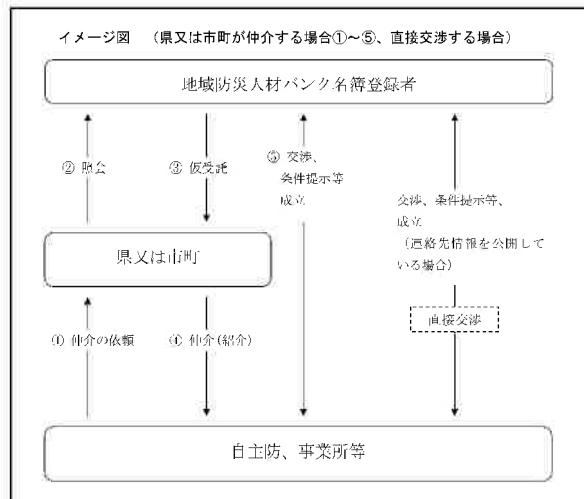


静岡県では地域防災力を強化するため、自助、共助、公助を担う防災人材を育成しており、地域防災指導員や防災士、防災マイスターなど、防災に関する知識や技能を有する人材がいます。また、静岡県では「ふじのくに防災士（静岡県防災士）」「ふじのくに防災フェロー」「ふじのくに防災マイスター」の方で、地域や職域での防災活動に、指導者や講師、アドバイザーなどとして協力・貢献できる方の氏名や専門分野等を記載した名簿（地域防災人材バンク名簿）を県ホームページで公開しています。講師などの依頼を希望される方は、直接、登録者へ連絡するか、県又は防災危機管理課窓口にご相談ください。

## 人材台帳の作成について

大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、行政の対応（公助）だけでは限界があります。自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近所の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）も必要になります。

これらの活動をより効果的に行い、減災につなげていくためには、多くの地域住民を巻き込むことが重要です。住民の中には技能や資格、多様な経験をもった人材がいます。自主防災組織を中心となって、防災・減災という共通の目的のために力を発揮してもらえる体制づくりが必要です。



## 地域防災人材バンク名簿活用イメージ図

人材台帳雛形

## 12. 自主防災会の防災啓発支援

市では、自主防災会（地区単位などの合同開催も可）が企画・実施する防災啓発事業の支援を行っています。

### （1）防災講座への講師派遣（市政いきいき講座）

市の職員が防災に関する出前講座を行います。開催希望日の1か月前までに『市政いきいき講座』の申請書でお申し込みください。

※防災週間や地域防災の日の前後は、市の内部でも訓練を実施するため講師を派遣できません。

この期間は、各自主防災会の訓練を実施した上で、別途、日程を設けてください。

講座名	内容	対象	担当課	連絡先
防災講座	地震津波対策、風水害、富士山噴火について、地域や家庭の対策などを考える講座やワークショップ	小学生以上	防災危機管理課	消防防災庁舎3階 (TEL55-2715)
「TOUKAI-O」 (木造住宅の耐震化)	木造住宅の耐震診断から補強工事までの流れと補助制度について説明	一般	建築土地対策課	市役所7階北側 (TEL55-2791)
普通救命講習	心肺蘇生法、(AEDを含む)等を中心とした応急手当の知識と技術の習得(180分)	中学生以上	警防課	消防防災庁舎2階 救急管理室 (TEL55-2856)
応急手当普及員養成講習	応急手当を広く普及するため、地域、企業等で普通救命講習を開催するための知識と技術を持った応急手当普及員を養成	一般	警防課	消防防災庁舎2階 救急管理室 (TEL55-2856)
応急手当講習及び救命入門コース	応急手当の基礎知識と胸骨圧迫及びAEDの取扱い、止血法、三角巾法等の指導 (救命入門コースは90分)	小学校 高学年以上	中央消防署 西消防署	中央消防署 (TEL55-2961) 西消防署 (TEL63-7000)
消火訓練及び避難訓練	消火器の取扱い、避難のための基礎知識についての指導(ポンプ及び消火栓などの基本的な取り扱いについて)	小学生以上	中央消防署 西消防署	中央消防署 (TEL55-2961) 西消防署 (TEL63-7000)



## (2) 防災啓発DVDの貸出し・動画配信

防災危機管理課に貸し出し用防災DVDを用意しております。数に限りがありますので、防災危機管理課の窓口で、予約台帳をご確認の上、ご予約ください。

また、市では各種災害ごとの防災動画を作成し、配信を行っています。

【問合せ先】防災危機管理課 TEL55-2715

## (3) 地震体験車

100人以上の参加者を見込める場合、地震の揺れを再現する「地震体験車」の派遣を受けることができます（土・日曜日、祝日を除く。）。ただし、飲酒を伴う祭りやイベントなどには派遣できません。静岡県東部地区管内で1台を共有しており予約が取りにくいため、お早めに防災危機管理課にご相談ください。なお、地震体験車に乗るだけでは啓発効果が出にくいため、その他の防災訓練や啓発活動と組み合わせての実施をお願いします。

【問合せ先】防災危機管理課 TEL55-2715

## (4) 煙体験ハウスの貸出し

煙体験ハウスは、人体に無害な煙を発生させ、テント内に煙を充満させることによって、火災時における煙の怖さと避難方法などを体験することができます。自主防災会、事業所などの訓練で煙体験を希望される場合は、資機材の貸出しを行なっていますので、下記にお問合せください。



【問合せ先】消防本部警防課 TEL55-2910

## (5) 訓練用水消火器の貸出し

消火器体験用の訓練用消火器（水消火器）の貸出しを行っております。9月の総合防災訓練や12月の地域防災訓練の際は、大変混み合います。貸出しを希望する場合は、過去の実施状況などを考慮し、調整しますので、お早めにご相談ください。

【問合せ先】 消防本部予防課 TEL55-2859

中央消防署 TEL55-2961

西消防署 TEL63-7000

## (6) 初期消火訓練や救出救助訓練の相談受付け

9月の総合防災訓練や12月の地域防災訓練など実施する際に、初期消火や救出救助に係る訓練内容にお悩みの場合は、地元消防団又は消防署にご相談ください。

【問合せ先】 消防本部予防課 TEL55-2859

中央消防署 TEL55-2961

西消防署 TEL63-7000

## (7) 防災まち歩き・災害図上訓練DIGの支援

地域防災力を向上させるためには、町内（区）の状況を確認し、地域の実情に応じた防災対策を検討することが大切です。防災危機管理課では、自主防災会が行う「防災まち歩き」や「災害図上訓練DIG」の支援のため、自主防災会の大判地図（A0サイズ）の提供や講師の派遣を行います。

### 防災まち歩き（所要時間：90分程度）

地域を歩き、大規模地震が発生したときの地域の危険箇所や役に立つ物・場所を確認し、地図に記録します。大人だけでなく中学生・高校生などを巻き込むことで、様々な視点で地域を確認することができます。

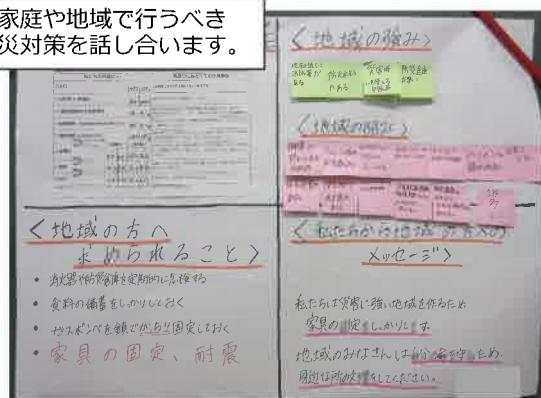


古い家屋が多い地域は…	ブロック塀は…	役立つ物・場所
		<ul style="list-style-type: none"><li>町内（区）の公会堂、集合場所 ⇒自主防災会の拠点、安否確認場所</li><li>公園、空き地、駐車場 ⇒延焼火災などからの避難場所</li><li>防災倉庫、消火器、消火栓、防火水槽、その他各種資器材</li><li>病院、商店、ガソリンスタンド</li><li>地区まちづくりセンター、避難所 ⇒市の防災拠点、自主防災会への物資支援拠点</li></ul>
 延焼火災の危険が…	 道路を塞いでしまうかも…	

### 災害図上訓練DIG（所要時間：120分程度）

防災まち歩きの結果をもとに、地域特製の防災マップを作り、災害時の対応や災害に強い地域を作る方法を話し合います。富士市では、防災訓練や小中学校での防災教育を通じて、幅広い世代でDIGが取り組まれています。



特製のハザードマップを作成し、地域の現状を把握	各家庭や地域で行うべき防災対策を話し合います。
	

## 13. 防災資機材の整備

### (1) 自主防災会でそろえたい防災資機材

災害に対応するためにはたくさんの資機材が必要になります。自主防災会でそろえておくと良い資機材は次のとおりです。

情報伝達用	初期消火用	救出救助用	被災生活・その他	風水害用
無線機器	可搬式動力ポンプ	リヤカー	防災倉庫	土のう袋・水のう袋
電池式拡声器	消防用ホース	一輪車	発動発電機	ブルーシート
	地下式消火栓等蓋開閉工具	台車	非常用蓄電池	ロープ
	消火器	チェーンソー	強力ライト・投光器	
	訓練用水消火器	担架	避難生活用テント(四方幕付きのもの)	
		ジャッキ	簡易トイレ・携帯トイレ	
		車いす	毛布	
		※バール	炊き出し用かまど・釜	
		※つるはし	非常用食糧・非常用飲料(賞味期限3年以上)	
		※大ハンマー	※感染症予防用品	
		※救急用品		

「※」印は、器材購入費補助金の対象外

### (2) 補助金制度等

対象となる防災器材の購入費の一部を補助する「富士市自主防災組織防災器材購入費補助金（器材購入費補助金）」があります。

一方、対象とならない器材を購入する場合には、世帯数に応じた補助金である「富士市自主防災組織運営補助金（運営補助金）」をご活用いただけます。（「補助金制度の手続きガイド」参照）。

また、資機材の整備に当たっては、購入以外にも、地元の事業者と災害時に資機材の提供や使用について協定を結んでおくという方法もあります。



## 14. 参考資料



### 市発行の資料

こちらからダウンロード  
できます

表紙	表題	特徴
	富士市地域防災計画 ・本編 ・資料編	富士市の防災対策の根幹をとる計画です。本編（赤い冊子）と資料編（黄色い冊子）があり、富士市防災会議で随時修正が加えられています。
	富士市防災マップ☆	ハザードマップだけではなく、市内で想定される災害とその対策について掲載しています。家庭での防災対策や防災訓練実施時に持ち寄るなど地域の防災対策にご活用ください。
	富士市津波避難マップ☆ ・田子浦地区版 ・元吉原地区版 ・田子の浦港周辺地区版	津波の浸水エリアにおける避難行動を考えるためのツールです。 富士市の津波の特徴や、浸水エリア、浸水時間、避難の方法について、このマップを活用ください。
	逃げどきマップ☆ (洪水ハザードマップ) ・富士川 ・潤井川 ・沼川・小潤井川	大雨により、河川が氾濫した場合の浸水想定区域と浸水深を確認し、いつ、どこに、どうやって避難するか、このマップで整理することができます その他河川の浸水想定区域は静岡県ウェブサイトまたは、ふじタウンマップをご覧ください。 問合せ先：河川課TEL55-2833
	富士市富士山火山防災マップ☆	富士山が噴火した場合に想定される影響範囲と、避難すべき段階等を確認することができます。 噴火から自らの安全を確保するために、いつ、どこに、どうやって避難するか、このマップで整理することができます。
	富士市避難所運営マニュアル	避難所を運営する際、皆さんのが使用するマニュアルです。避難所ごとにマニュアルが作成されており、随時更新が行われています。
	防災動画配信 ・地震対策編、風水害編、自主防災活動編、富士川逃げどきマップ活用ガイド	地震・風水害など、市内で想定される災害の危険性や事前の備えを動画配信しています。個人での学習、学校における防災教育、地区や事業所の防災講座等に活用してください。

※各資料の最新版は、市ウェブサイトよりダウンロードができます。

表題に☆がついている参考資料は、防災危機管理課にてお渡ししています。

## 15. 情報収集の方法

災害時には、同報無線やSNSによって、様々な情報を富士市からお知らせします。いざという時に大事な情報が手に入るよう、普段から準備をしておくことが大切です。



### 富士市防災ラジオ

#### 主な特徴

- 同報無線の放送がラジオで聞ける！
- 電池でも動くから持ち出しができる！
- FM・AM放送も聞けるから平時も活躍！



1台 1,000円

防災危機管理課の窓口で販売中  
※松野地区は仕様が異なります。

Radio 84.4fm

ラジオエフでは、富士・  
富士宮地域に密着した  
災害情報を入手できます。

### 富士市防災アプリ「防災ふじ」

#### 主な特徴

- 同報無線の内容が通知で届く！
- ハザードマップや避難場所を確認できる
- 避難所の開設・混雑状況が分かる！



ダウンロード無料！

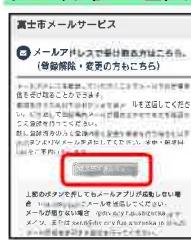


### 富士市メールサービス・公式LINE

#### 主な特徴

- 火災情報や不審者情報なども受け取れる！
- ほしい情報だけ選択することもできる！
- メールサービスは旧式携帯電話でも利用可能！

#### メールサービス



空メールを送って登録

#### 公式LINE



「友だち追加」で登録



### 富士市公式X（旧Twitter）



平時は、各課からのイベント情報や募集情報などを発信していますが、災害によってウェブサイトが使えない際には、代わりに災害情報を発信することを想定しています。



### 静岡県防災アプリ



各種緊急情報の通知から、ハザードマップの確認、平時の防災学習や避難トレーニングまで、災害時に幅広く役立つ機能を備えたスマートフォン向けアプリです。





富士市 危機管理室 防災危機管理課（消防防災庁舎 3階南側）  
〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地  
TEL：55-2715（直通）/ FAX：51-2040  
E-mail：bousai@div.city.fuji.shizuoka.jp